

(別紙1)

臨時休業措置等における放課後児童クラブとの共通理解について

1 児童の情報連携について

指導上配慮が必要な児童の情報（効果的な指導法や配慮事項等）は、学校から積極的に伝えるとともに、日頃から管理職や担任が様子を見に行く等の指導上の連携を推進すること。非常天災時等の緊急対応が必要な場合、日頃の情報共有が重要となる。

2 非常天災時の緊急の対応について

警報の発令等による学校の対応と放課後児童クラブの開所の有無については、下記および別添「非常天災時の放課後児童クラブの対応について」を参考に判断し、連絡を密にして適切な対応を行うこと。

①学校用「非常天災に伴う臨時休業の措置基準について」において示されている警報発令、地震等が発生した場合の小学校臨時休業時 ……放課後児童クラブ閉所

②在校中に注意報発令（警報が出ていない）：状況により校長判断で下校させた場合 ……放課後児童クラブは13時から開所するので、13時までは校内で待機させ、その後通所させる。（13時以前の開所を求めてはならない。）

③在校中に暴風警報等発令（13時以前に暴風警報等発令）
状況により校長判断で下校させた場合
……放課後児童クラブは閉所のため、集団下校又は保護者引き渡し等の家庭への連絡は学校が行う。

④在校中に暴風警報等発令（13時以降に暴風警報等発令）
状況により校長判断で下校させた場合
……放課後児童クラブは開所中のため
■暴風警報等発令時に授業中の児童については、集団下校させる。
保護者引き渡し等の家庭への連絡が必要な場合は学校が行う。
■暴風警報等発令時すでに児童クラブへ通所している児童については、児童クラブから家庭へ連絡する。

⑤事前に給食中止措置がされており、午前中に下校させる場合
……暴風警報等が出ていない場合、放課後児童クラブは13時から開所するので、13時までは校内で待機させ、その後通所させる。
（通所児童は弁当持参のため、昼食場所は校内で確保する。）
※弁当持参等の連絡は、給食中止の通知に記載する。
（保護者あて文書は市教委で作成する。）
……13時までに警報が出た場合は③の対応を行う。

⑥授業中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

各校は児童生徒を避難させた後、施設の状況等の安全確認を行い、市教育委員会と協議しながら授業を継続させるかどうかを判断するため、各放課後児童クラブでも施設の点検を行い、こどもみらい課と協議の上、開室可能かどうかを判断する。

3 インフルエンザ等による学年・学級閉鎖の対応について

集団感染予防のための学年・学級閉鎖、緊急の授業カット等による下校等が発生した場合は、放課後児童クラブの対応を考慮し、連絡を密にして適切な対応を行うこと。

※下校を早めた場合も、13時までは児童を校内で待機させる。

学年・学級閉鎖、緊急の授業カット等による下校等の対象となった児童は、放課後児童クラブの利用はできない。ただし、翌日から学級・学年閉鎖だが、当日は通常どおり授業をして下校した場合は、放課後児童クラブの利用は可能。

4 児童の安全確保のための情報を入手した場合の対応について

不審者情報やオキシダント情報等、児童の安全確保のために配慮が必要な情報を入手した場合は、放課後児童クラブと情報を共有し、適切な対応に努めること。

※なお、始業式・終業式当日に限り、13時より早く下校する場合は、学校ごとに放課後児童クラブと協議して対応を決定すること。それ以外の行事については、13時開所が基本なので、13時までは学校対応とすること。